



国立病院機構釜石病院の診療機能を
医療法人楽山会が承継するための
協議に関する基本合意書



国立病院機構釜石病院の診療機能を医療法人楽山会が承継するための協議に関する基本合意書

医療法人楽山会（以下「甲」という。）及び独立行政法人国立病院機構（以下「乙」という。）は、国立病院機構釜石病院（以下「釜石病院」という。）の診療機能を甲が承継（以下「機能の承継」という。）し、医療資源を集約することにより、釜石病院の診療機能を釜石地域に残すことを目的とした協議を進めていくに当たり、次のとおり合意する。

（基本合意書の目的）

第1条 基本合意書（以下「本合意書」という。）は、釜石保健医療圏（釜石市及び大槌町）において急激な人口減少に伴う医療従事者不足が課題となる中、地域の医療資源を集約することにより、引き続き釜石病院が担う診療機能を地域に残すことができるよう真摯に協議を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（機能の承継に向けた協議事項）

第2条 甲及び乙は、機能の承継に向け次に掲げる事項について協議（以下「本協議」という。）を行うものとする。

- (1) 承継する診療機能及び病床数について
 - (2) 甲に勤務する釜石病院の職員について（職種、人数、処遇等）
 - (3) 乙が行う釜石病院の職員及び入院患者に対する意向調査について
 - (4) 機能の承継にあたって甲が必要とする土地及び建物の取扱いについて
 - (5) 機能の承継にあたって甲が必要とする固定資産（土地及び建物を除く。）の取扱いについて
 - (6) 甲に対して機能の承継を円滑に行うための乙の対応について
 - (7) 甲及び乙が機能の承継に合意する場合の、機能の承継に関する合意書（仮称）について
 - (8) 上記のほか、甲及び乙が必要と認める事項について
- 2 前項(4)及び(5)に掲げる事項の協議にあたっては、釜石病院の土地は釜石市が所有していること等に鑑み、乙は、必要に応じて釜石市に確認及び協議を行うものとし、その内容については甲に報告するものとする。

（意向調査の実施）

第3条 前条第1項(3)の乙が行う釜石病院の職員に対する意向調査は、機能の承継をする場合に甲に勤務する意思の確認等を行うものとし、その調査の結果については、甲に報告するものとする。

- 2 甲は、前項の意向調査を乙が実施する前に、乙に対し、甲が釜石病院の職員を雇用する場合の処遇等を示すものとする。
- 3 前条第1項(3)の乙が行う釜石病院の入院患者に対する意向調査は、重症心

身障害児(者)及びそのご家族に対し機能の承継後の入院に関する意向の確認等を行うものとし、その調査の結果については、甲に報告するものとする。
また、当該意向調査は、甲が、乙から報告された第1項の意向調査の結果を踏まえ、機能の承継の実現の可能性があると判断したときに実施するものとする。

- 4 甲は、乙から報告された第1項及び第3項の意向調査の結果を踏まえ、機能の承継の実現の可能性がないと判断したときは、その旨を理由とともに乙に対し書面により通知するものとする。

(情報開示)

第4条 本協議に必要な情報については、甲及び乙が協議の上で相手方に開示するものとする。

- 2 前項で開示した情報について、開示した側が秘密情報とするものを指定するものとする。

(秘密保持)

第5条 前条第2項に規定する秘密情報については、本協議以外のために一切使用してはならない。

- 2 本協議が終了した場合または相手方より要求があった場合は、秘密情報及びその複製物を相手方の指示に従い返還又は廃棄するものとする。

(努力義務)

第6条 甲及び乙は、本協議を円滑に行うため、相互に協力するものとする。

(協議の期限)

第7条 本協議は、令和9年3月31日を期限とする。

- 2 甲及び乙は、前項の期限までに機能の承継について合意することをめざすものとする。

(協議の終了)

第8条 甲又は乙から書面により本協議を終了する旨の申し出があった場合は、双方協議の上、本協議を終了することができる。

(確認者)

第9条 確認者（釜石市、一般社団法人釜石医師会、独立行政法人国立病院機構釜石病院のことをいう。）は、本合意書が甲及び乙の双方の意思に基づき成立したことを確認するものとし、本協議が円滑に進むよう必要な助言を行うことができるものとする。

- 2 甲及び乙は、本協議の進捗について、適宜確認者へ報告するものとする。

(合意書の変更)

第10条 本合意書は、甲及び乙が協議の上、書面により確認者の確認を経て変更することができるものとする。

(その他)

第11条 本合意書に定めのない事項又は疑義等が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本合意を証するため、本書5通を作成し、甲、乙及び確認者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 8 (2026) 年 9 月 8 日

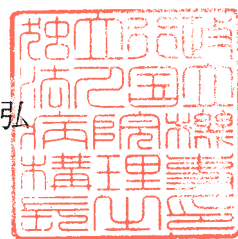
甲 住 所 岩手県釜石市小佐野町4丁目3番7号
団体名 医療法人楽山会
代表者 理事長

佐 藤



乙 住 所 東京都目黒区東が丘2丁目5番21号
団体名 独立行政法人国立病院機構
代表者 理事長

新 木 一 弘



確認者

住 所 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号
団体名 釜石市
代表者 市長

小 野



住 所 岩手県釜石市中妻町3丁目6番10号
団体名 一般社団法人釜石医師会
代表者 会長

小笠原 善 郎



住 所 岩手県釜石市定内町4丁目7番1号
団体名 独立行政法人国立病院機構釜石病院
代表者 院長

笹 生 昌 之

